

市第 163 号議案

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の制定

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例を次のように定める。

平成22年 3 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号。以下「給与条例」という。）第 12 条第 3 項の規定に基づき、特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を定めるものとする。

（特殊勤務手当の種類）

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 外国勤務手当
- (2) 環境整備業務手当
- (3) 緊急走行等業務手当
- (4) ヘリコプター業務手当
- (5) 教員特殊業務手当
- (6) 臨時特殊業務手当

（外国勤務手当）

第 3 条 外国勤務手当は、外国に所在する公署に勤務する職員（以下「外国勤務職員」という。）に対して支給する。

2 前項の外国勤務手当の月額額は、外国勤務職員が勤務する当該公

署の所在地（以下「勤務地」という。）に所在する在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。次項において「法」という。）の規定により支給されることとなる総領事館（総領事館が設置されていない勤務地にあつては、当該勤務地が属する国の大使館）に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 前項に定めるもののほか、外国勤務職員に対しては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を同項の規定による額に加算して支給する。

(1) 外国勤務職員が勤務地においてその住居に係る費用を負担している場合 法第12条第1項ただし書の規定による限度額の範囲内において規則で定める額

(2) 外国勤務職員が配偶者を勤務地に随伴する場合 前項の規定による額に100分の20を乗じて得た額

(3) 外国勤務職員の子のうち主として当該外国勤務職員の収入により生計を維持しているものであつて市長が定めるもの（以下「年少子女」という。）が勤務地において学校教育その他の教育を受ける場合において、当該外国勤務職員が必要な経費を負担しているとき 法第15条の2第1項の規定による額

4 前項第3号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務職員に対しては、年少子女1人につき、同号に規定する額の100分の40に相当する額を超えない範囲内において規則で定める額を第2

項の規定による額に加算して支給する。

(環境整備業務手当)

第4条 環境整備業務手当は、一般廃棄物の収集、運搬、処分等その他の環境整備に関する業務を所管する事務所等（規則で定めるものに限る。）に勤務する職員（市長が定める者に限る。）に対して支給する。

2 前項の環境整備業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 技能職員 月額2,000円

(2) 事務職員又は技術職員 月額9,750円を超えない範囲内において規則で定める額

(緊急走行等業務手当)

第5条 緊急走行等業務手当は、消防吏員が火災、救急業務に係る事故その他の災害等に出動し、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

(1) 規則で定める消防用自動車及び救急用自動車による道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第14条に定めるところによる緊急の用務のための運転の業務

(2) 消防船による海上交通安全法施行令（昭和48年政令第5号）第5条に定めるところにより緊急用務として行う航行の業務

2 前項の緊急走行等業務手当の額は、従事した回数1回につき300円とする。

(ヘリコプター業務手当)

第6条 ヘリコプター業務手当は、消防吏員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- (1) ヘリコプターの操縦業務
- (2) ヘリコプターの整備業務

2 前項のヘリコプター業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる業務 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 飛行時間が3,000時間以上の者 日額3,700円

- イ 飛行時間が2,000時間以上3,000時間未満の者 日額3,000円

- ウ 飛行時間が1,000時間以上2,000時間未満の者 日額2,400円

- エ 飛行時間が500時間以上1,000時間未満の者 日額1,700円

- オ 飛行時間が500時間未満の者 日額900円

- (2) 前項第2号に掲げる業務 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 航空法（昭和27年法律第231号）第24条に規定する1等航空整備士の資格を有する者 日額1,700円

- イ 航空法第24条に規定する2等航空整備士の資格を有する者 日額1,300円

（教員特殊業務手当）

第7条 教員特殊業務手当は、給与条例別表第4高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員（その職務の級が5級である職員を除く。）が次に掲げる業務に横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号。以下「勤務時間条例」

という。) 第2条に規定する勤務時間の時間外又は勤務時間条例第3条第1項及び第4項に規定する勤務を要しない日若しくは勤務時間条例第5条に規定する休日(以下「休業日」と総称する。

)若しくは休業日に特に勤務することを命ぜられた場合に与えられる当該休業日に代わる日において従事した場合に支給する。

(1) 対外運動競技等(規則で定めるものに限る。)において生徒を引率して行う指導業務

(2) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は学校行事として行われる保健・安全的行事(規則で定めるものに限る。)における生徒に対する指導業務

2 前項の教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる1日に同項の業務に従事した時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 8時間以上 日額 5,000 円

(2) 4時間以上 8時間未満 日額 2,500 円

(3) 2時間以上 4時間未満 日額 1,500 円

(4) 1時間以上 2時間未満 日額 1,000 円

(臨時特殊業務手当)

第8条 市長は、非常災害の場合に臨時に従事する災害復旧等のための業務その他必要と認める臨時の業務のうち、給与条例第12条第1項各号のいずれかに該当するもので、その特殊性に応じて特別の考慮を必要とするものに従事する職員には、臨時特殊業務手当を支給することができる。

2 前項の臨時特殊業務手当の額は、市長が定める。

- 3 市長は、前2項の規定により臨時特殊業務手当を支給することとし、及びその額を定めるに当たっては、あらかじめ、人事委員会の承認を得なければならない。

(短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の支給額)

第9条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に月額で支給される第4条に規定する特殊勤務手当の額については、当該特殊勤務手当の額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により任命権者が定めるその者の勤務時間を同条第1項の規定により任命権者が定める同条第3項及び第4項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(支給方法)

第10条 特殊勤務手当の支給は、職員が支給対象となる業務に従事した日から開始し、支給対象となる業務に従事しなくなった日の前日をもって終了する。

- 2 第4条から第7条までに規定する特殊勤務手当の額は、勤務の状況により、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、これを減額して支給し、又は支給しないことができる。
- 3 市長は、職員が第4条から第7条までに規定する2以上の業務に従事した場合は、当該業務に係る第4条から第7条までに規定する特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、それぞれの当

該特殊勤務手当の額を調整して支給することができる。

- 4 前2項に規定する特殊勤務手当の支給額の減額調整等に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条に規定する業務に従事した場合について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日前に、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）による改正前の給与条例第12条の規定に基づいて職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例の規定により支払われたものとみなす。

(失効)

- 4 第4条第2項第2号の規定は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を定めるため、横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例を制定したいので提案する。